

審 査 基 準

令和6年10月1日作成

法 令 名	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
根 拠 条 項	第39条
処 分 の 概 要	緊急通行車両の確認
原権者（委任先）	東京都公安委員会
法 令 の 定 め	災害対策基本法施行令第33条第1項、災害対策基本法施行規則第6条第1項、第2項
審 査 基 準	車両の使用者の申出を受けた都道府県公安委員会は、当該車両が以下のいずれかに該当すると認めるときは、緊急通行車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。 1 国民の保護のための措置に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。 2 国民の保護のための措置に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。 3 1及び2以外の場合であって、国民の保護のための措置を実施するための車両であること。
標 準 処 理 期 間	1日
申 請 先	警視庁本部（交通規制課）及び 警察署（交通課）
問 合 せ 先	交通部交通規制課規制実施係
備 考	